

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立霊堂の管理料の減免	
根拠条例等・条項	堺市立霊堂条例（以下「条例」）第12条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>管理料を減免する場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けているか。 (同条例施行規則第12条第1項第1号) 2. その他市長が特に必要と認めるか。 (同条例施行規則第12条第1項第2号) 3. 管理料の減免を受けようとする者が、堺市立霊堂納骨壇管理料減免申請書に管理料の減免を受けようとする理由を証する書類を添えて申請しているか。 (同条例施行規則第12条第2項) 4. 減額又は免除を受けようとする期間が当該年度を超えていないか。 (同条例施行規則第12条第2項) 	
標準処理期間	標準処理期間	2週間～1ヶ月
	標準処理期間を設定できない理由	